

番号	制度名	変更点	内容	期間・期限	備考	担当 7185-1111(代)
10	障害者自立支援法の障害福祉サービス利用者負担額		障害者自立支援法の規定に基づく「介護給付費又は訓練等給付費の支給」及び「特例介護費給付費又は特例訓練等給付費の支給」について、被害状況に応じ、利用料が減額又は免除されます。	平成24年6月30日まで		障害福祉支援課 計画・給付担当 内線384
11	特別児童扶養手当等の特別措置		所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、所得制限が解除されます。	平成24年7月31日まで		障害福祉支援課 計画・給付担当 内線389
12	母子寡婦福祉貸付金の特別措置		母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。	申込期限なし		子ども支援課 手当担当 内線849
13	児童扶養手当の特別措置		所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限が解除されます。	平成24年7月31日まで		子ども支援課 手当担当 内線852
◇給付・補助◇						
14	自己搬入の無料受け入れ	期間延長	被災して壊れた建築物又は工作物の廃材(瓦、木くず、コンクリート)で、集積所収集しないものに限ります。	平成25年3月29日まで	り災証明書等の写しの提出が必要。木くずは長さ1.5メートル以内、直径25センチ以内	クリーンセンター ☎7187-0015
	被災家屋等の解体に伴う廃棄物の運搬・処分制度		被災した家屋等の全部解体に伴う、廃棄物の運搬・処分費を市が負担します。	平成25年3月31日まで	解体工事前の申請が必要	
15	被災住宅修繕支援制度		東日本大震災時及び申請時において、所有かつ居住している住宅で、屋根、外壁及び基礎を修繕工事(消費税込み20万円以上の工事に限る)に要した費用の5%を支援します(10万円を限度とする)。	平成25年3月31日まで	市が発行しているり災証明書又はり災届出証明書を受けている方(被災者生活再建支援法又は我孫子市液状化等被害住宅再建支援事業の適用を受けている方は除く)	
16	住宅リフォーム補助制度		所有かつ居住している住宅のリフォームを行ったとき、補助対象工事の5%を補助します。(10万円を限度・税金滞納のない方) ※新たな二世帯住宅または、市東部地区への転入・転居は、補助率割増有。	平成24年度の申請期間は、4月20日から平成25年1月31日まで。平成25年度も実施予定。	市に登録された市内事業者を利用し、住宅リフォーム工事の工事契約締結前に補助金の申請が必要。	
17	被災住宅再建資金利子補給制度	期間延長	平成23年3月11日以降に被災住宅などにかかる金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成26年3月31日までに融資実行を受けた方で、借入金に関する利子の支払い開始日から5年間、年利2%を限度に利子補給します(利子補給の対象限度額は100万円以上500万円以下)。	平成26年3月31日まで	金融機関に融資申込みを行った日から1か月以内に申請が必要。(平成24年4月1日前に融資申込みを行った方のうち平成24年4月1日以後に融資実行を受ける方及び平成24年4月1日から平成24年4月30日までに融資申込みを行った方は、平成24年5月31日までに申請が必要)	建築住宅課 企画調整担当 内線601・529
18	県外被災世帯に対する民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の取扱制度		応急仮設住宅として市が民間賃貸住宅を借上げます(借上げ条件有)。	入居期間は、入居許可日から最長2年間。(現在の対象は福島県のみ)		
19	被災者民間賃貸住宅家賃補助制度	内容変更	自ら又は親族1等親(親、子)が所有し、居住していた住宅が地震により全壊又は半壊の被害を受け、市内の民間賃貸住宅に入居した市民に家賃を補助します(補助金：対象経費の2分の1額で3万円限度を対象経費の額で6万円限度に変更)。	平成25年3月31日まで	民間賃貸住宅へ入居した日の属する月の末日から2か月以内に申請が必要。	
		追加	自ら又は親族1等親(親、子)が所有し、居住していた住宅が地震により全壊又は半壊の被害を受け、被災日(平成23年3月11日)から平成23年6月30日までの間に市外の民間賃貸住宅に入居した市民に家賃を補助します(補助金：対象経費の2分の1額で3万円限度)。	平成25年3月31日まで	平成24年5月31日までに申請が必要。	
20	被災者生活再建支援制度(国)	申請期間延長	「基礎支援金」として、全壊・半壊解体・敷地被害解体世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円を支給します。(単数世帯の場合、支援金額は、4分の3)。	平成25年4月10日まで		市民安全課 危機管理担当 内線217・295
			「加算支援金」として、建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借は50万円加算します。(単数世帯の場合、支援金額は、4分の3)。	平成26年4月10日まで		
21	液状化等被害住宅再建支援制度(県・市)	期間延長	【県】半壊補修工事に25万円、地盤復旧工事に100万円(複数世帯の場合、支援金額は、4分の3)を支給します(県負担分)。	平成25年3月31日まで	被災者生活再建支援制度と重複不可	
		期間延長	【市】地盤復旧工事(県負担分)に30万円を上乗せします。			